

店頭外国為替証拠金取引説明書

(新・楽天銀行FX取引説明書)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付する契約締結前交付書面です。)

平成26年8月30日

楽天銀行株式会社

登録金融機関 関東財務局長（登金）第609号

- この書面は、お客さまと楽天銀行株式会社（以下「当行」といいます。）との間で行うインターネットを利用した店頭外国為替証拠金取引（新・楽天銀行FX）（以下「本取引」といいます。）に関するものです。
- 本取引を行うに当たっては、店頭外国為替証拠金取引説明書（新・楽天銀行FX取引説明書）（以下「本取引説明書」といいます。）の内容を十分に読んでご理解ください。
- 本取引は、金融商品取引法第2条第22項第2号に規定する店頭デリバティブ取引に該当する取引であり、当行を取引の相手方とする相対取引によって行います。このため、取引条件はお客さまと当行との契約により定まります。
- 本取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
- 非対円通貨の組合せ（外貨建ての取引）においては、取引の損益のほか、当該外貨を円貨に転換する際に、為替変動による影響を受けることがあります。
- 本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合または継続して行う場合には、本取引説明書のみでなく、本取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	4
本取引の仕組みについて	6
1. 取引の方法	6
2. 注文執行基準	7
3. 証拠金	10
4. スリッページ	12
5. 決済に伴う金銭の授受	12
6. 取引規制	13
7. 益金に係る税金	13
8. 本取引の終了事由	13
本取引の手続きについて	14
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	16
当行の概要および苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について	20
本取引に関する主要な用語	22

本取引説明書は、金融商品取引業者および登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」といいます。）が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付する契約締結前交付書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する、現物決済（受渡決済）を行わず差金決済のみを行う金融指標に係るデリバティブ取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

- 本取引に関してお客さまが支払うべき対価に関する事項の概要
本取引に関する手数料は無料です。ただし、取引費用は、手数料だけでなく、お客さまの売値（以下「ビッドレート」または「買気配」といいます。）とお客さまの買値（以下「アスクレート」または「売気配」といいます。）の差額（スプレッド幅）、スワップポイントの受取りと支払いの差額（スプレッド幅）等を総合的に検討する必要があります。なお、取引ツールに関する利用料等につきましては、『店頭外国為替証拠金取引ソフトウェア規定（新・楽天銀行FXソフトウェア規定）』をご確認ください。
- 本取引のリスク
 - ・ 市場リスク（価格変動リスク）
 - ①. 本取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
 - ②. 毎取引日の取引時間終了時点におけるビッドレートとアスクレートの中心値を基準に算出された必要証拠金に対する純資産の割合（以下「証拠金維持率」といいます。）が当行所定の割合を下回ったときは、追加証拠金を入金するか、あるいは建玉の全部または一部を決済し、追加証拠金が発生した状況を解消する必要があります。これに応じない場合には、建玉のすべてを強制的に決済されるため、証拠金の額に損失が生じることがあります。
 - ③. 損失の額が差し入れた証拠金の額に対し所定の水準に達したときは、損失を被った状態で建玉のすべてを決済されることもあります（以下「ロスカットルール」といいます。）。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
 - ④. 外国為替証拠金取引におけるスワップポイントは、対象となる通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップポイントも変動します。また、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。なお、対象となる通貨の需給によっては、金利差を反映せず、買い付けた通貨の対象国の金利が売り付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。
 - ⑤. 非対円通貨の組合せ（外貨建ての取引）においては、取引の損益のほか、当該外貨を円貨に転換する際に、為替変動による影響を受けることがあります。
 - ・ 信用リスク（取引相手リスク）

本取引については、取引相手である当行が義務を履行しないリスクおよび当行の業務または財産の状況が悪化することによりお客さまが差し入れた証拠金その他のお客さまの資金の返還が困難になるリスクがあります。
 - ・ 流動性リスク
 - ①. 相場が急変したときには、ビッドレートとアスクレートのスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

- ②. 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、取引数量や建玉数量に制限が設けられた場合には、転売または買戻しをする反対売買（以下「反対売買」といいます。）を希望しても、それができないことがあります。

・オペレーショナルリスク等

- ①. 取引システムまたは当行とお客さまを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。
- ②. お客さまに注文入力ミスがあった場合、意図した注文が約定しない、または意図しない注文が約定する可能性があります。

○ クーリングオフについて

お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

○ カバー取引先について

当行は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

楽天証券株式会社（証券業）

○ 証拠金の取扱いについて

お客さまから預託を受けた証拠金は、日証金信託銀行株式会社における金銭信託により、当行の自己の資金とは区分して管理しております。

本取引の仕組みについて

当行における店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令、一般社団法人全国銀行協会および一般社団法人金融先物取引業協会その他の関係規則（本取引に適用される日本国以外のこれらに相当する法令および規則を含みます。以下「法令規則等」といいます。）を遵守するものとします。

1. 取引の方法

（1）通貨ペア

本取引においては、外国為替証拠金取引として、対円通貨ペア 11 種類、非対円通貨ペア 11 種類の取引をすることができます。なお、対円通貨の組合せ（以下「対円通貨ペア」といいます。）および非対円通貨の組合せ（以下「非対円通貨ペア」といいます。）、取引単位、呼び値の最小変動幅につきましては、「店頭外国為替証拠金取引ルール（新・楽天銀行FX取引ルール）」（以下「取引ルール」といいます。）をご覧ください。

（2）取引の仕組み

取引の仕組みは、各通貨ペア共通で、次のとおりです。

- ①. 本取引の注文をするときは、当行が定める取引時間内に、当行所定のインターネット取引システム（以下「取引システム」といいます。）に、取引の種類、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法その他の当行所定の事項を正確に入力してください。なお、当行は、取引システムを利用できない場合であっても、当行が必要やむを得ないものとして、これに応じる場合を除き、電話、FAX、電子メール等の取引システム以外の方法により注文を受け付けません。
- ②. 当行は、お客さまに提示する価格を、カバー取引先から提供されるビッドレートとアスクレートを参考に通貨ペアおよび市場の状況に応じて決定し、通貨ペアごとにビッドレートとアスクレートを同時に提示します。お客さまはビッドレートで売付け、アスクレートで買付けることができます。なお、ビッドレートとアスクレートには差（以下「スプレッド」といいます。）があります。スプレッドは、通常時は安定しておりますが、早朝の流動性が低い時、経済指標発表時等、市場の状況によりスプレッド幅が広がる場合があります。なお、当行は、当行がお客さまに提示したビッドレートまたはアスクレートが、市場実勢相場と乖離している等、明白に誤りであると合理的に認められるときは、当該レートに基づく取引をすべて無効とし、これに基づく約定をすべて取り消すことがあります。
- ③. 本取引の注文をするときは、あらかじめ、レバレッジコースに応じて当行が定める証拠金率を用いて算出された必要証拠金額以上の額を、円貨で取引口座に入金してください。なお、証拠金に一定限度を超える不足額が生じる等、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。
- ④. 本取引には、1取引あたりの発注の上限、ならびに注文および保有する建玉の数量の上限があります。詳しくは、取引ルールをご覧ください。
- ⑤. 本取引の決済は、反対売買による差金決済により行います。現金による受渡決済はできません。なお、

差金決済の処理については、原則として、当該反対売買の約定日の翌々営業日に行います（以下「受渡日」といいます。）。ただし、当該受渡日が、通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する当該受渡日の翌営業日とします。また、本取引に係る金銭の授受は、当行が特に認める場合を除き、円貨によるものとします。

- ⑥. 同一営業日中に反対売買を行わない建玉は、毎取引日に自動的に受渡日が翌取引日に繰り延べられます（以下「ロールオーバー」といいます。）。この場合、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額（以下「スワップポイント」といいます。）を当行との間で授受します。
- ⑦. 未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客さまの損失を限定することを目的として、あらかじめ当行と同意して設定した条件が成就したときは、お客さまが当行に設定した取引口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまに事前に通知することなくお客さまの計算において当行が任意に行います（「ロスカットルール」）。詳しくは、「3. 証拠金」の「（8）ロスカットの取扱い」をご確認ください。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

2. 注文執行基準

当行は、本取引において、次に掲げる基準に従って、お客さまからの注文を受注します。詳しくは取引ルールをご覧ください。

（1）お客さまからの注文の受注に係る事項

- ①. 本取引の注文は、取引口座を開設したお客さま本人からのみ受注します。
- ②. お客さまは、お客さまの注文に必要な証拠金について、あらかじめ当行に預託することなく注文することはできません。
- ③. 本取引には、1取引あたりの注文金額の上限ならびに注文および保有する建玉の数量の上限があります。お客さまは、当該上限を超えて注文することはできません。
- ③. 本取引の約定日（以下「約定日」といいます。）は、お客さまの注文に係る取引の成立を当行の取引システムにおいて確認した時とします。ただし、時差、取扱時限等の関係からお客さまの発注日時と約定日時が異なることがあります。

（2）お客さまの注文を執行する順序に係る事項

本取引における各注文は、お客さまからの注文が当行の取引システムに到達した順に執行するものとします。

（3）お客さまの注文の約定に用いる価格に係る事項

- ①. ストリーミング等注文
 - ・ この注文は、お客さまが発注する時点で画面に表示されているレートを注文レートとして行います。しかし、相場は常に変動していることから、注文レートと実際に約定するレートに差が生じる可能性があります。

ります。このため、お客さまの注文を当行で受注した時点のレートが、お客さまの注文レートと等しい、または注文レートと比べて有利な場合には、当該受注レートを以って約定します。また、不利な場合には、お客さまがスリッページ許容幅を設定しており、受注レートがその範囲内であれば、当該受注レートを以って約定します。

②. 指値注文

- ・ この注文は、お客さまが注文時に、お客さまが売買を行いたいレート（注文レート）を指定して行います。
- ・ この注文の売付けは、お客さまが指定した注文レートと同じか、それよりも高いレート、買付けは、お客さまが指定した注文レートと同じか、それよりも低いレートが提示レートとして配信された時に、当該注文の執行の順番である場合、当該注文レートを以って約定します。ただし、注文の有効期限が「本日中」以外で発注し、当該注文が翌取引日以降に持ち越され、取引時間の開始と同時に当行の提示レートがお客さまが指定した注文レートを超過している場合は、当該提示レートで約定します。

③. 逆指値注文

- ・ この注文は、お客さまが注文時に、注文の執行を行うトリガーとなるレート（トリガーレート）を指定して行います。
- ・ この注文の売付けは、お客さまが指定した注文レートと同じか、それよりも低いレート、買付けは、お客さまが指定した注文レートと同じか、それよりも高いレートが提示レートとして配信された時に、当該注文の執行の順番である場合、当該提示レートを以って約定します。

④. 通貨別全決済注文

- ・ この注文は、保有するすべての未決済の建玉のうち、通貨ペア別にすべての建玉についてレートを指定せずに一度の操作で決済します。
- ・ この注文の執行は、受注時にお客さまへの提示レートとして配信したレートを以って行います。
- ・ この注文の対象となる建玉が200万通貨を超える場合は利用できません。

⑤. 全決済注文

- ・ この注文は、保有するすべての未決済の建玉のうち、通貨ペアにかかわらず、すべての建玉についてレートを指定せずに一度の操作で決済します。
- ・ この注文の執行は、受注時にお客さまへの提示レートとして配信したレートを以って行います。
- ・ この注文の対象となる建玉のうち、200万通貨を超える通貨ペアを保有している場合は、利用できません。

⑥. I F D注文・ O C O注文・ I F O注文

- ・ 注文した指値（上記②）または逆指値（上記③）に準じて取り扱います。

（４）お客さまの注文の失効に係る事項

①. ストリーミング等注文

- ・ ストリーミング等注文においては、お客さまが設定したスリッページ許容幅の許容範囲を超過している場合、当該注文は失効します。

②. 指値注文

- ・ 指値注文においては、注文の有効期限が「本日中」または「今週中」である場合には、当該期限を経過したときに当該注文は失効します。

③. 逆指値注文

- ・ 上記③と同様です。

④. 通貨別全決済注文

- ・ 通貨別全決済注文においては、既に発注されていた決済取引の注文は全て取り消されます。ただし、新規取引の注文がある場合、当該新規取引の注文は取り消されません。

⑤. 全決済注文

- ・ 上記④と同様です。

⑥. I F D注文・O C O注文・I F O注文

- ・ 注文した指値（上記②）または逆指値（上記③）に準じて取り扱います。

(5) 注文の有効期限

有効期限の種類	説明
本日中 (※)	お客様の注文を当行が確認したときから、同一取引日の取引終了時刻までとなります。
今週中 (※)	お客様の注文を当行が確認したときから、同一週の最終取引日における取引終了時刻までとなります。
期限なし	お客様の注文を当行が確認したときから、当該注文が約定するか、お客様が当該注文を取消す入力（取消入力）をし、その取消入力を当行が確認したときまでとなります。

※ I F D注文およびI F O注文の二次注文の有効期限は、二次注文が有効となった取引日に発注されたものとして、上記有効期限が適用されません。

(6) 注文の訂正および取消し

①. 注文の訂正および取消し

お客様が発注した注文が約定していない場合には、注文レートおよび有効期限の訂正または注文の取消しを行うことができます。注文を訂正または取消しする場合には、お客様は、取引システム上で訂正入力または取消入力を行ってください。なお、注文の有効期限は、発注時から一定期間経過した場合には、訂正できないことがあります。

②. 注文の有効期限の訂正が可能な期間

訂正前の有効期限	訂正後の有効期限	訂正できる期間
本日中	今週中	発注時点からの期間に関係なく訂正できます。
本日中	期限なし	発注時点からの期間に関係なく訂正できます。
今週中	本日中	発注当日のみ訂正が可能です。
今週中	期限なし	発注時点からの期間に関係なく訂正できます。
期限なし	本日中	発注当日のみ訂正が可能です。
期限なし	今週中	発注した週のみ訂正が可能です

(7) 約定の取消しおよび訂正

お客様の入力ミス等により意図しない取引であった場合等、約定した取引は訂正または取消しできません。ただし、次に掲げる事由による場合には、当行の判断により約定の訂正または取消しをする場合があります。

- ①. 当行が不正と認めた取引において約定した場合
- ②. 取引規定第26条第3項の定めに該当する場合
- ③. システム障害等が発生している際に約定した場合
- ④. 法令規則等、本規定その他の当行の規定および規則に違反した取引である場合
- ⑤. その他、当行が必要と認める場合

3. 証拠金

本取引は、レバレッジ効果により比較的小額の証拠金で多額の取引ができるため、取引額が証拠金の額を上回る可能性があります。

(1) 必要証拠金の差入れ

- ①. 本取引の注文をするときは、当行が定める必要証拠金額以上の額を、円貨で取引口座に入金してください。
- ②. 必要証拠金の計算方法

必要証拠金額は、レバレッジコースに応じて当行が定める証拠金率を用いて、以下の計算式により算出されます。

【レバレッジコース】

レバレッジコースの種類	証拠金率
レバレッジ2倍コース	50.0%
レバレッジ5倍コース	20.0%
レバレッジ10倍コース	10.0%
レバレッジ25倍コース	4.0%

【計算式】

必要証拠金額

= 取引数量の最低単位 × 現在のビッドレートとアスクレートの中心値 × 証拠金率 × 取引数量 ÷ 1,000 (小数点以下切り上げ)

(2) 追加証拠金の差入れ

- ①. レバレッジ25倍コースにおいて証拠金維持率が100%を下回ったときは、追加証拠金が発生します(レバレッジ2倍コース、5倍コース、10倍コースにおいては発生しません。)。追加証拠金が

発生したときは、原則、毎取引日の取引時間終了時点に属する日の午後6時まで、その下回った額以上の追加証拠金を入金するか、あるいは建玉の全部または一部を決済し、追加証拠金が発生した状況を解消する必要があります。ただし、取引時間終了時点に属する日が取引日に該当しない場合は、翌取引日の午後6時までとします。なお、追加証拠金が発生した後、相場の変動等によりお客さまの証拠金維持率が100%を回復した場合でも追加証拠金の解消とは扱われません。

②. 証拠金維持率は、以下の計算式により算出されます

【計算式】

証拠金維持率

$$= (\text{純資産} \div \text{必要証拠金}) \times 100$$

(3) 追加証拠金を当行所定の日時までには解消しなかった場合の取扱い

当行が請求した追加証拠金をお客さまが当行所定の日時までには解消しなかった場合には、当行は、お客さまの計算においてすべての建玉を決済します（以下「強制決済」といいます。）。この場合、建玉のすべてを強制的に決済されるため、証拠金の額に損失が生じることがあります。

(4) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

当行が行う値洗いにより発生する評価損益および建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、純資産額に加算または減算されます。なお、評価損益の算出に用いる評価レートは、買建玉の場合はビッドレート、売建玉の場合はアスクレートを用いて算出します。また、スワップポイントは、円貨の場合は円未満、外貨の場合は小数点2桁未満について、お客さまが受取の場合は切り捨て、支払の場合は切り上げて算出します。

(5) 有価証券等による充当

証拠金は、円貨のみによるものとし、国債、地方債および国内の金融商品取引所に上場されている有価証券等により充当することはできません。

(6) 証拠金の入金

証拠金は、当行の円普通預金口座からの振替により、リアルタイムでお客さまの取引口座に入金することができます。

(7) 証拠金の出金

差し入れている証拠金は、当行が定める振替可能額を限度として、原則としてリアルタイムでお客さまの円普通預金口座へ出金することができます。なお、建玉がある場合は、未決済建玉評価損益の金額により振替可能額も変動します。

(8) ロスカットの取扱い

未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客さまの損失を限定することを目的として、一定の間隔で行う監視のタイミングにおいて、お客さまの証拠金維持率が所定の水準（以下「ロスカット水準」といいます。）に達したときは、お客さまが当行に設定した取引口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な転売または買戻しを、お客さまに事前に通知することなくお客さまの計算において当行が任意に行います（「ロスカットルール」）。

※ ロスカット水準は、レバレッジコースにかかわらず50%を初期値として設定されますが、レバレッジコースに応じた当行所定の範囲内で、当行所定の方法により、お客さまが設定を変更することもできます。

ただし、当行は、ロスカットルールによる決済を保証するものではなく、システム障害やその他の原因（以下「システム障害等」といいます。）により、予定された通りに決済されない場合もあります。また、ロスカット水準は、ロスカットルールが適用され決済される水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約するものではありません。従って、システム障害等が発生した場合や相場が急激に変動した等の場合には、想定以上の損失が発生し、その損失が証拠金の額を上回る場合もあります。なお、ロスカットされた場合は、お客さまが注文中のすべての注文が取り消されますので、ご注意ください。

（9）証拠金の受領に係る書面の交付

当行は、お客さまが預託すべき証拠金を受領したときは、お客さまに対し、直ちに受領した旨を記載した書面（取引報告書兼証拠金受領書）を電磁的方法により交付します。

4. スリッページ

スリッページとは、お客さまの注文時に表示されているレートまたはお客さまが注文時に指定したレートと約定レートとに相違があることをいいます。本取引においては、ASストリーミング注文およびストリーミング注文において発生します。

本取引における注文は、お客さまが取引システム画面で発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されているレートを注文レートとして発注されます。お客さまの注文を当行で受注した時の配信レートが、お客さまの注文レートと一致するか、お客さまの注文レートより有利な場合には、当該受注した時の配信レートで約定します。一方、当該受注した時の配信レートが、お客さまの注文レートより不利な場合には、お客さまの注文は失効します。ただし、お客さまが注文時にスリッページ許容範囲を設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、当該不利な受注をした時の配信レートで約定します。

以上の仕組みから、お客さまの注文時に取引システム画面に表示されているレート（＝注文レート）と実際の約定レートとの間に差が生じる可能性があり、当該相違は、お客さまにとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります（不利な場合については、お客さまが設定したスリッページ許容範囲以内に限定されます。）。

5. 決済に伴う金銭の授受

反対売買を行った場合は、通貨ペアごとに、次の式により算出した金額が差金決済により受入証拠金額に加

算または減算されます。

【計算式】

$$= \text{約定価格差} \times \text{取引数量}$$

(注) 約定価格差とは、反対売買の約定価格と当該反対売買の対象となった新規売買の約定価格との差をいいます。

非対円通貨ペアの場合は、建玉の決済（反対売買）が約定した時点のレートにより円貨に換算されます。

6. 取引規制

当行が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置をとることがあります。

- ①. 必要証拠金の額が引き上げられることがあります。
- ②. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- ③. 取引が停止または中断されることがあります。
- ④. 取引時間が臨時に変更されることがあります。

7. 益金に係る税金

本取引で発生した売買による益金（差益およびスワップポイントの収益をいいます。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

当行は、お客さまの本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当行の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

8. 本契約の終了事由

本取引は、「店頭外国為替証拠金取引規定（新・楽天銀行FX取引規定）」（以下「取引規定」といいます。）第27条に掲げる解約事由のいずれかに該当したとき、または期限の利益を喪失したとき、その他当行の他の規定・規則に定める解約事由に該当したときに終了するものとします。詳しくは、取引規定をご覧ください。

本取引の手続きについて

お客さまが当行と本取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

①. 本取引説明書の交付を受ける

はじめに、当行から『店頭外国為替証拠金取引に係るご注意』（注意喚起文書）および本取引説明書が交付されますので、本取引の概要やリスクについて十分ご理解ください。また、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の『お取引に関する確認書』を電磁的方法により差し入れていただきます。

②. 取引口座の設定

本取引の開始に当たっては、あらかじめ取引規定に同意していただき、取引口座を設定していただきます。なお、取引口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

③. レバレッジコースおよびロスカット水準の設定

本取引においては、取引口座の設定時に、レバレッジコースを設定することができます（取引口座の設定時にロスカット水準は変更できません。）。なお、取引口座の設定後は、レバレッジコースおよびロスカット水準のいずれの設定も変更することができます。

(2) 注文の指示事項

取引の注文をするときは、当行が別途定める取引日、取引時間内に、次の事項を取引システムに正確に指示してください。なお、電話、FAX、電子メール等の取引システム以外の方法により注文することはできません。

①. 注文する通貨ペア

②. 売付けまたは買付けの別

③. 新規・決済の別（ASストーリーミング注文を除きます。）

④. 注文数量

⑤. 注文の種類および関連する事項価格

⑥. 注文レート

⑦. 注文の有効期限

(3) 証拠金の差入れ

本取引において注文をするときは、当行に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じる等、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

(4) 建玉の決済

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売または買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。

(5) 両建て

同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（以下「両建て」といいます。）については、AS ストリーミング注文を除き、お客さまより申出があった場合には受け付けますが、両建ては、お客さまにとって、ビッドレートとアスクレートの差、手数料および証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

(6) 注文をした取引の成立

注文をした取引が成立したときは、当行は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書兼証拠金受領書をお客さまに交付します。

(7) 手数料等その他お客さまが支払うべき対価に関する事項

本取引に関する手数料は無料です。ただし、お客さまが負担する取引コストとして、ビッドレートとアスクレートの差であるスプレッドがあります。

(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当行は、取引状況をご確認いただくため、取引成立のつど、また、報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客さまに交付します。

なお、当行から本取引に関して電子メールにより通知する場合であっても、その到達についていかなる保証もしません。

(9) 電磁的方法による書面の交付

当行は、お客さまに対し法令規則等に基づき書面を交付する場合には、『電磁的交付等サービス規定』の定めに従い交付します。お客さまは、当該書面を受け取ったときは、その記載内容を確認するものとし、当該書面の内容に相違または疑義があるときは、遅滞なく、当行に照会するものとします。

(10) その他

当行からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当行に直接ご照会ください。

本取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当行にお尋ねください。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者等は、金融商品取引法により、お客さまを相手方とした店頭外国為替証拠金取引、またはお客さまのために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（お客さまを相手方とし、またはお客さまのために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、お客さまに対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客さまに対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客さまに対し、訪問または電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者等が継続的取引関係にあるお客さま（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客さまに対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客さまがあらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客さまが当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、お客さまに迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客さまに損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該お客さままたは第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さままたはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者がお客さまの損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客さまの利益に追加するため当該お客さままたは第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さままたはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客さまの損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客さまの利益に追加するため、当該お客さままたは第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本取引説明書の交付に際し、本取引説明書の内容について、お客さまの知識、経験、財産の状況および

店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客さまに理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと

- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客さまもしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客さまもしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客さまの計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客さまにあらかじめ明示しないで当該お客さまを集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客さまの同意を得ずに、当該お客さまの計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者もしくは登録金融機関または金融商品取引業者もしくは登録金融機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客さまの店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまから資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまに対し、当該お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。）につき、お客さまが預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。V.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客さまにその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客さまが預託した証拠金額（計

算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客さまにその不足額を預託させることなく取引を継続すること

- w. お客さまにとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方がお客さまにとって不利な場合)には、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客さまにとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方がお客さまにとって有利な場合)にも、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客さまにとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客さまにとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(お客さまがスリッページを指定できる場合に、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客さまにとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。)
- y. お客さまにとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客さまにとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当行の概要および苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 当行の概要

当行の概要は次のとおりです。

商号	楽天銀行株式会社
登録番号	登録金融機関 関東財務局長（登金）第609号
本店所在地	〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番3号
	代表取締役社長 永井 啓之
設立年月日	2000年1月14日
資本金	25,954 百万円（2013年9月30日現在）
加入する協会	一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会
登録金融機関業務の内容 および方法の概要	<p>【取引所為替証拠金取引】 東京金融取引所で行なわれる取引所為替証拠金取引「くりっく365」をオンライン取引で提供</p> <p>【投資信託】 各運用会社が組成する投資信託をオンライン取引で販売 (現在、新規の投資信託の販売は取扱っておりません。)</p> <p>【金融商品仲介】 楽天証券株式会社からの委託をうけ、オンラインによる楽天証券株式会社の総合証券取引口座開設の申込手続きの受付、および楽天証券株式会社が取扱う有価証券等の取引の案内</p>
主な事業	銀行業
当行の苦情対応措置および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし
沿革	<p>平成12年1月 東京都千代田区に銀行の設立を目的として、日本電子決済企画株式会社(資本金4億円)を設立</p> <p>平成13年6月 商号をイーバンク銀行株式会社に変更</p> <p>平成13年7月 銀行業の免許(金監第3912号)を取得し開業</p> <p>平成14年4月 モバイルバンキングサービスを開始</p>

平成18年1月	全国銀行データ通信システムに直接接続
平成19年6月	金融先物取引業者として関東財務局に登録 (関東財務局長(金先)第176号)
平成19年11月	取引所為替証拠金取引の取扱いを開始
平成21年2月	楽天株式会社がイーバンク銀行の主要株主認可を取得し、当 行の親会社となる
平成21年7月	本店を東京都品川区東品川四丁目12番3号に移転
平成22年3月	優遇プログラム「ハッピープログラム」を提供開始
平成22年5月	商号を楽天銀行株式会社に変更
平成25年1月	国内籍投資信託の販売事業を楽天証券株式会社へ承継

(2) 苦情受付窓口

当行は、お客さまからの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※ 祝日、12月31日～1月3日を除く
 窓口 : 楽天銀行 カスタマーセンター(貯蓄・運用窓口)
 受付方法 : 0120-38-6910 (通話料無料) または
 03-6832-2273 (通話料有料)

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、当行およびお客さまが利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室

電話番号 : 0570-017109 (ナビダイヤル) または
 03-5252-3772 (通話料有料)

受付日 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※ 祝日および銀行の休業日を除く

URL : <http://www.zenginkyo.or.jp>

本取引に関する主要な用語

- ・ 建玉（たてぎよく）

新規で発注された取引により生じた売建玉および買建玉の持ち高をいいます。ポジションともいいます。

- ・ 買建玉（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。買ポジションともいいます。

- ・ 売建玉（うりたてぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。売ポジションともいいます。

- ・ 買気配

金融商品取引業者等が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で売り付けることができます。ビッドレートともいいます。

- ・ 売気配

金融商品取引業者等が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買い付けることができます。アスクレートともいいます。

- ・ 買戻し（かいもどし）

決済（反対売買）のうち、売建玉を減らすために行う買付取引をいいます。

- ・ 転売（てんばい）

決済（反対売買）のうち、買建玉を減らすために行う売付取引をいいます。

- ・ カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者等が、お客さまを相手方として行う本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該本取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者等その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引をいいます。

- ・ 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・ 登録金融機関（とうろくきんゆうきかん）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいいます。

- ・ 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

- ・ 受渡決済（うけわたしけっさい）

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売付けた通貨を引き渡して買付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいい、現物決済ともいいます。なお、本取引では受渡決済によることはできません。

- ・ 差金決済（さきんけっさい）

建玉の決済にあたり、現物の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・証拠金（しょうきん）

本取引を行うにあたり、お客さまが当行に対して負担する本取引に係る一切の債務の履行を担保することを目的として、あらかじめ差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引の注文にあたり事前に差し入れる証拠金と自己の建玉を維持するための証拠金（必要証拠金）の区分があります。この場合、お客さまが差し入れている証拠金額が必要証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

・受入証拠金（うけいれしょうきん）

お客さまが、当行に差し入れた証拠金をいいます。

・追加証拠金（つかしょうきん）

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額（必要証拠金額）を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

・証拠金率（しょうきんりつ）

必要証拠金額を割合であらわしたものをいいます。本取引においては、レバレッジコースに応じて当行が定める値が適用されます。

・証拠金維持率（しょうきんいじりつ）

必要証拠金に対する純資産の割合をいい、以下の計算式により算出されます。この割合が、当行が定める一定の水準を下回った場合には、ロスカットルールが適用されます。

【計算式】

$$\text{証拠金維持率} = (\text{純資産} \div \text{必要証拠金}) \times 100$$

・純資産（じゆんしさん）

受入証拠金に、受入証拠金に反映されていない建玉およびスワップポイントの評価損益ならびに建玉の決済が行われたことにより損益が確定したものの、受渡日が到来していないことにより受入証拠金に反映されていない損益を加えたものをいい、以下の計算式により算出されます。

【計算式】

$$\text{純資産} = \text{受入証拠金} + \text{未決済建玉評価損益} + \text{未受渡決済スワップ損益} + \text{未受渡売買損益}$$

・未受渡売買損益（みうけわたしばいばいそんえき）

建玉の決済が行われたことにより損益が確定したものの、受渡日が到来していないことにより受入証拠金に反映されていない損益を加えたものをいいます。

・未受渡スワップ損益（みうけわたしすわっぷそんえき）

受渡日が到来していないことにより受入証拠金に反映していないスワップポイントの損益をいいます。

・未決済建玉評価損益（みけっさいたてぎょくひょうかそんえき）

買建玉および売建玉に係る評価損益をいいます。

- ・有効証拠金（ゆうこうしょうきん）

純資産から、現に保有している建玉に係る必要証拠金と現に注文中の必要証拠金を差し引いたものをいい、以下の計算式により算出されます。

【計算式】

有効証拠金 = 純資産 - (必要証拠金 + 注文中証拠金)

- ・注文中証拠金（ちゅうもんちゅうしょうきん）

注文中の必要証拠金のことをいいます。

- ・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。なお、スワップポイントは、お客さまが受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれもあります。

- ・スリッページ

お客さまの注文時に表示されている価格またはお客さまが注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。本取引においては、ASストリーミング注文およびストリーミング注文において発生します。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。

- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいかくかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引（または通貨の価格に基づき算出される金融指標の取引）と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客さまとして取り扱うよう申し出ることができます。ただし、当行では特定投資家についてはお取扱いしておりません。

- ・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・両建て（りょうだて）

同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・ロスカット

お客さまの損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者等が、リスク管理のため、お客さまの建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に決済取引（反対売買）されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

・レバレッジ

店頭外国為替証拠金取引においては、証拠金に対してどれくらいの外貨を売買できるかという資産効率を表し、以下の計算式により算出されます。一般的に、レバレッジの値が大きいほど資金効率が良く、比較的少額の資金（証拠金）で大きな取引ができますが、その分リスクも大きくなります。

【計算式】

レバレッジ = 取引額 ÷ 必要証拠金額

(連絡先)

楽天銀行 カスタマーセンター (貯蓄・運用窓口)

0120-38-6910 (通話料無料) または

03-6832-2273 (通話料有料)

月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※ 祝日、12月31日～1月3日を除く

本取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。